

農耕作業用自動車等機能確認要領（平成8年12月27日付け8農産第9055号農林水産省農産園芸局長通知）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1 適用 [略]</p> <p>第2 申請書 農耕作業用自動車等についての機能確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）に対し、別記様式第1号の農耕作業用自動車等機能確認願（3部）及び別表に掲げる添付書面を別記様式第2号の提出書面一覧表に取りまとめて提出するものとする。なお、別表に掲げる添付書面及び別記様式第2号の提出書面一覧表は、<u>郵送、持参又はE-mail（電磁的記録により作成されたPDF形式）により提出することができる。</u></p> <p>第3 機能確認の実施 1. 生産局長は、第2の申請があった場合には、日時及び場所を指定して次に掲げる項目につき申請に係る型式についての機能確認を行う。 なお、（4）の（ウ）の定格出力及び機関回転速度、（5）の排出ガス及び（15）の排出ガス発散防止装置の測定に当たっては、<u>国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施した数値等又は装置型式指定実施要領（平成10年11月12日付け自技第215号、自審第1253号、自環第222号国土交通省自動車交通局長通達）の第8に基づく一酸化炭素等発散防止装置の装置型式指定を受けた際に実施した数値等によるものとする。</u> （1）～（4） [略] （5）排出ガス （ア）<u>8モード及びNRTCモード：CO (g/kWh)</u> （イ）<u>8モード及びNRTCモード：NMHC (g/kWh)</u> （ウ）<u>8モード及びNRTCモード：NOx (g/kWh)</u> （エ）<u>8モード及びNRTCモード：PM (g/kWh)</u> （オ）<u>7モード：CO (g/kWh)</u> （カ）<u>7モード：THC (g/kWh)</u> （キ）<u>7モード：NOx (g/kWh)</u> （ク）<u>無負荷状態・7モード：CO (%)</u> （ケ）<u>無負荷状態・7モード：HC (ppm)</u> （削除） （ア）から（エ）までの確認は、<u>軽油を燃料とする自動車について行い、（オ）から（ケ）までの確認は、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車について行う。</u> （削除） （6）～（23） [略]</p> <p>2. 生産局長は、<u>国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構</u>において機能確認を行うものとする。</p> <p>3. [略]</p> <p>第4 機能確認書の交付 [略]</p> <p>第5 機能確認の実施方法等 [略]</p>	<p>第1 適用 [略]</p> <p>第2 申請書 農耕作業用自動車等についての機能確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）に対し、別記様式第1号の農耕作業用自動車等機能確認願（3部）及び別表に掲げる添付書面を別記様式第2号の提出書面一覧表に取りまとめて提出するものとする。</p> <p>第3 機能確認の実施 1. 生産局長は、第2の申請があった場合には、日時及び場所を指定して次に掲げる項目につき申請に係る型式についての機能確認を行う。 なお、（4）の（ウ）の定格出力及び機関回転速度、（5）の排出ガス及び（15）の排出ガス発散防止装置の測定に当たっては、<u>独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施した数値等又は装置型式指定実施要領（平成10年11月12日付け自技第215号、自審第1253号、自環第222号国土交通省自動車交通局長通達）の第8に基づく一酸化炭素等発散防止装置の装置型式指定を受けた際に実施した数値等によるものとする。</u> （1）～（4） [略] （5）排出ガス （ア）<u>8モード (g/kWh)：CO</u> （イ）<u>8モード (g/kWh)：NMHC</u> （ウ）<u>8モード (g/kWh)：NOx</u> （エ）<u>8モード (g/kWh)：PM</u> （オ）<u>NRTCモード (g/kWh)：CO</u> （カ）<u>NRTCモード (g/kWh)：NMHC</u> （キ）<u>NRTCモード (g/kWh)：NOx</u> （ク）<u>NRTCモード (g/kWh)：PM</u> （ケ）<u>8モード黒煙 (%)</u> （コ）<u>無負荷急加速黒煙 (%)</u> （ア）から（ク）までの確認は、<u>以下の①から⑤以外の自動車について行い、①から⑤までの自動車については、（ア）から（コ）までの確認を行う。</u> <u>①平成28年8月31日以前に製作された定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外であって、平成26年10月1日以降に認定を受けた型式認定自動車を除く。）</u> <u>②平成29年8月31日以前に製作された定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外であって、平成27年10月1日以降に認定を受けた型式認定自動車を除く。）</u> <u>③平成29年8月31日以前に製作された定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外であって、27年10月1日以降に認定を受けた型式認定自動車を除く。）</u> <u>④平成29年8月31日以前に製作された定格出力が37kW以上56kW未満の原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外であって、平成28年10月1日以降に認定を受けた型式認定自動車を除く。）</u> <u>⑤平成29年8月31日以前に製作された定格出力が19kW以上37kW未満の原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外であって、平成28年10月1日以降に認定を受けた型式認定自動車を除く。）</u></p> <p>（6）～（23） [略]</p> <p>2. 生産局長は、<u>独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構</u>において機能確認を行うものとする。</p> <p>3. [略]</p> <p>第4 機能確認書の交付 [略]</p> <p>第5 機能確認の実施方法等 [略]</p>

別表

添付書面	記載要領等
1～13 [略]	[略]
14 社内試験成績報告書	様式は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項に基づき同機構が定めた審査事務の実施に関する規程に準ずること。
15 [略]	[略]

- 備考1 用紙の大きさは、特に指定したものを除き日本工業規格A列4番とする。
 ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。
- 2 9、10の書面については、7構造・装置の概要説明書に型式認定番号標の取付位置及び取付方法、原動機総排気量の表示位置及び表示方法を記載した場合には、省略して差し支えない。
- 3 14の書面については、認証要領の附則16「検査対象外軽自動車型式認定申請書等提出要領」の別表第2の整理番号18の社内試験成績書（灯火装置試験等、農耕作業用自動車等に必要と認めるもの）による。
- 4 7の2の排出ガス対策説明書については、定格出力が19kW以上560kW未満であって軽油、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を搭載するものに限り記載すること。

別記様式第1号
[略]

別紙

車名及び型式（類別）
 車台番号
 原動機型式
 確認場所
 担当者

(その1)

類別		設計値	実測値
確認項目			
[略]			
排出ガス	8モード及びNRTCモード：CO (g/kWh)		
	8モード及びNRTCモード：NMHC (g/kWh)		
	8モード及びNRTCモード：NOx (g/kWh)		
	8モード及びNRTCモード：PM (g/kWh)		
	7モード：CO (g/kWh)		
	7モード：THC (g/kWh)		
	7モード：NOx (g/kWh)		
	無負荷状態・7モード：CO (%)		

別表

添付書面	記載要領等
1～13 [略]	[略]
14 社内試験成績報告書	様式は、独立行政法人交通安全環境研究所法（平成11年法律第207号）第13条第1項に基づき同研究所が定めた審査事務の実施に関する規程に準ずること。
15 [略]	[略]

- 備考1 用紙の大きさは、特に指定したものを除き日本工業規格A列4番とする。
 ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。
- 2 9、10の書面については、7構造・装置の概要説明書に型式認定番号標の取付位置及び取付方法、原動機総排気量の表示位置及び表示方法を記載した場合には、省略して差し支えない。
- 3 14の書面については、認証要領の附則16「検査対象外軽自動車型式認定申請書等提出要領」の別表第2の整理番号17の(10)の灯火装置試験（長さ4.7メートル以下、幅1.7メートル以下、高さ2.0メートル以下、かつ、最高速度15キロメートル毎時以下の自動車に係る場合を除く。）に限る。
- 4 7の2の排出ガス対策説明書については、定格出力が19kW以上560kW未満であって軽油を燃料とする原動機を搭載するものに限り記載すること。

別記様式第1号
[略]

別紙

車名及び型式（類別）
 車台番号
 原動機型式
 確認場所
 担当者

(その1)

類別		設計値	実測値
確認項目			
[略]			
排出ガス	8モード (g/kWh) : CO		
	8モード (g/kWh) : NMHC		
	8モード (g/kWh) : NOx		
	8モード (g/kWh) : PM		
	NRTCモード (g/kWh) : CO		
	NRTCモード (g/kWh) : NMHC		
	NRTCモード (g/kWh) : NOx		
	NRTCモード (g/kWh) : PM		

	無負荷状態・7モード：HC (ppm)		
	(削除)		
〔略〕			

(その2)
〔略〕

- 備考1 同一型式中に複数の類別がある場合には、「設計値」及び「実測値」の欄に追加して記載することができる。この場合、記載内容が左欄と同一の場合には、該当欄にその旨を示す「←」又は「同左」を記入してもよい。
- 記載項目に該当するものがない場合には、「/」又は「-」を記入する。
 - 接地長が左右で異なる場合は「左 右」、輪距は「前 後」としてそれぞれの数値を記入する。
 - 「排出ガス」及び「排出ガス発散防止装置」の項については、定格出力が19 kW以上560 kW未満であって軽油、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を搭載するものに限り記載すること。

別記様式第2号
〔略〕

別記様式第3号の1 諸元表

類 別			
〔略〕			
排出ガス重量	7モード	CO (g/kWh)	
		THC (g/kWh)	
		NOx (g/kWh)	
		無負荷状態・7モード：CO (%)	
	無負荷状態・7モード：HC (ppm)		

- 備考1 車体の形状欄には、「農耕トラクタ」(耕うん機にけん引されることを目的として製作された物品積載 装置を装着した状態で自動車として認められたものにあつては、「農耕トラクタ (歩行型)」とする。)、
「刈取脱穀作業車」、「農業用薬剤散布車」、「田植機」又は「林内作業車」の別に記入すること。
- 接地長が左右で異なる場合は「左 右」又は「L R」としてそれぞれの数値を記入すること。
 - ガソリン及び液化石油ガスを燃料とする農耕作業用自動車等であつて、7モード排出ガス試験の適用を受けるものの排出ガス重量については、別記様式第3号の1に記入すること。軽油を燃料とする農耕作業用自動車等であつて、8モード及びNRTCモード排出ガス試験の適用を受けるものの排出ガス重量については、別記様式第3号の2に記入すること。

別記様式第3号の2

類 別			
〔略〕			
	排出ガス重量：8モード及びNRTCモード：CO (g/kWh)		
	排出ガス重量：8モード及びNRTCモード		

	8モード黒煙 (%)		
	無負荷急加速黒煙 (%)		
〔略〕			

(その2)
〔略〕

- 備考1 同一型式中に複数の類別がある場合には、「設計値」及び「実測値」の欄に追加して記載することができる。この場合、記載内容が左欄と同一の場合には、該当欄にその旨を示す「←」又は「同左」を記入してもよい。
- 記載項目に該当するものがない場合には、「/」又は「-」を記入する。
 - 接地長が左右で異なる場合は「左 右」、輪距は「前 後」としてそれぞれの数値を記入する。
 - 「排出ガス」及び「排出ガス発散防止装置」の項については、定格出力が19 kW以上560 kW未満であつて軽油を燃料とする原動機を搭載するものに限り記載すること。

別記様式第2号
〔略〕

別記様式第3号の1 諸元表

類 別			
〔略〕			
排出ガス重量	8モード	CO (g/kWh)	
		HC (g/kWh)	
		NOx (g/kWh)	
		PM (g/kWh)	

- 備考1 車体の形状欄には、「農耕トラクタ」(耕うん機にけん引されることを目的として製作された物品積載 装置を装着した状態で自動車として認められたものにあつては、「農耕トラクタ (歩行型)」とする。)、
「刈取脱穀作業車」、「農業用薬剤散布車」、「田植機」又は「林内作業車」の別に記入すること。
- 接地長が左右で異なる場合は「左 右」又は「L R」としてそれぞれの数値を記入すること。
 - 排出ガス重量については、改正前8モード法による排出ガス試験の適用を受ける自動車のみ当該様式に記入し、8モード法及びNRTCモード法による排出ガス試験の適用を受ける自動車は、別記様式第3号の2に記入すること。

別記様式第3号の2

類 別			
〔略〕			
	排出ガス重量：8モード及びNRTCモード：CO (g/kWh)		
	排出ガス重量：8モード及びNRTCモード		

排 出 ガ ス	ト [*] : NMHC (g/kWh)		
	排出ガス重量: 8モード [*] 及びNRTCモード [*] : NOx (g/kWh)		
	排出ガス重量: 8モード [*] 及びNRTCモード [*] : PM (g/kWh)		
	(削除)		
	(削除)		
〔略〕			

備考 1、2 〔略〕

別記様式第 4 号 最大安定傾斜角度計算書
〔略〕

(注) 計算は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項に基づき同機構が定めた審査事務の実施に関する規程別添の試験規程に定める方法に準じて行うことができる。

別記様式第 5 号 排出ガス対策説明書
〔略〕

備考 1 排出ガス成分の測定及び判定基準等については、次に掲げるものに準拠していること。

① 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下「保安基準細目告示」という。）」（平成14年国土交通省告示第619号）の別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」（8モード法（ディスクリート試験サイクル又はRMC試験サイクル）及びNRTCモード法による排出ガス試験の適用を受ける自動車）及び別添103「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード排出ガスの測定方法」（7モード法による排出ガス試験の適用を受ける自動車）

② 独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項に基づき、同機構において定めた審査事務の実施に関する規程別添の試験規程のTRIAS31-J043(03)-01「ディーゼル特殊自動車排出ガス試験（8モード及びNRTC（RMC対応）」（8モード法（ディスクリート試験サイクル又はRMC試験サイクル）及びNRTCモード法による排出ガス試験の適用を受ける自動車）、TRIAS99-015-01「原動機車載出力試験（ディーゼル機関）」、TRIAS31-J103-01「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード排出ガス試験」及びTRIAS99-014-01原動機車載出力試験（ガソリン機関）

- 「1 排出ガス発散防止装置の機能等」については、申請装置の主な構成装置名及びその機能（諸元表（搭載エンジン）及び全体構造概念図を含む。）等を記載すること。
- 「2 排出ガス測定値の証明資料」については、排出ガスの測定の実施機関の名称、実施年月日等を明らかにした排出ガス成分値の証明書類又はそれらが明らかとなる資料（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施した場合を除く。）を添付すること。
- 「3 排出ガス測定方法等の資料」については、次の書類を添付すること。
ただし、搭載する原動機のメーカーが、第3の1の規定により排出ガス測定等を実施した場合であって、当該原動機メーカーより資料が提出されたときには、省略できる。

- ①諸元表（搭載エンジン）
- ②排出ガス対策項目
- ③メンバエンジン表
- ④供試機関選定事由書
- ⑤供試機関仕様書
- ⑥供試機関試験成績表
- ⑦耐久性を証する書面
- ⑧供試機関出力試験成績表
- ⑨外観図（シャシ全体図、原動機全体図、燃料装置）

5 本表は、定格出力が19kW以上560kW未満であって軽油、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を搭載するものに限り記載すること。

別記様式第 6 ～ 1 0 号
〔略〕

排 出 ガ ス	ト [*] : NMHC (g/kWh)		
	排出ガス重量: 8モード [*] 及びNRTCモード [*] : NOx (g/kWh)		
	排出ガス重量: 8モード [*] 及びNRTCモード [*] : PM (g/kWh)		
	8 モ ー ド 黒 煙		
	無負荷急加速黒煙: (%)		
〔略〕			

備考 1、2 〔略〕

別記様式第 4 号 最大安定傾斜角度計算書
〔略〕

(注) 計算は、独立行政法人交通安全環境研究所法（平成11年法律第207号）第13条第1項に基づき同研究所が定めた審査事務の実施に関する規程別添の試験規程に定める方法に準じて行うことができる。

別記様式第 5 号 排出ガス対策説明書
〔略〕

備考 1 排出ガス成分の測定及び判定基準等については、次に掲げるものに準拠していること。

① 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下「保安基準細目告示」という。）」（平成14年国土交通省告示第619号）の別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」（8モード法（ディスクリート試験サイクル又はRMC試験サイクル）及びNRTCモード法による排出ガス試験の適用を受ける自動車）及び「道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」（平成25年国土交通省告示第26号）による改正前の保安基準細目告示の別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」（8モード法及びNRTCモード法による排出ガス試験の適用を受ける自動車）、保安基準細目告示の別添46「無負荷急加速黒煙測定の測定方法」

② 独立行政法人交通安全環境研究所法（平成11年法律第207号）第13条第1項に基づき、同研究所において定めた審査事務の実施に関する規程別添の試験規程のTRIAS31-J043(03)-01「ディーゼル特殊自動車排出ガス試験（8モード及びNRTC（RMC対応）」（8モード法（ディスクリート試験サイクル又はRMC試験サイクル）及びNRTCモード法による排出ガス試験の適用を受ける自動車）、TRIAS31-J043(02)-01「ディーゼル特殊自動車排出ガス試験（8モード及びNRTC）」（8モード法及びNRTCモード法による排出ガス試験の適用を受ける自動車）、TRIAS31-J046-01「無負荷急加速黒煙試験」及びTRIAS99-015-01「原動機車載出力試験（ディーゼル機関）」

- 「1 排出ガス発散防止装置の機能等」については、申請装置の主な構成装置名及びその機能（諸元表（搭載エンジン）及び全体構造概念図を含む。）等を記載すること。
- 「2 排出ガス測定値の証明資料」については、排出ガスの測定の実施機関の名称、実施年月日等を明らかにした排出ガス成分値の証明書類又はそれらが明らかとなる資料（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施した場合を除く。）を添付すること。
- 「3 排出ガス測定方法等の資料」については、次の書類を添付すること。
ただし、搭載する原動機のメーカーが、第3の1の規定により排出ガス測定等を実施した場合であって、当該原動機メーカーより資料が提出されたときには、省略できる。

- ①諸元表（搭載エンジン）
- ②排出ガス対策項目
- ③メンバエンジン表
- ④供試機関選定事由書
- ⑤供試機関仕様書
- ⑥供試機関試験成績表
- ⑦耐久性を証する書面
- ⑧供試機関出力試験成績表
- ⑨外観図（シャシ全体図、原動機全体図、燃料装置）

5 本表は、定格出力が19kW以上560kW未満であって軽油を燃料とする原動機を搭載するものに限り記載すること。

別記様式第 6 ～ 1 0 号
〔略〕